



すぐに役立つ・わかりやすいシリーズの集大成！

地域警察官実務必携

～一件書類作成から犯罪事実記載等まで～

東京区検察庁上席の検察官兼総務部長 殿井 憲一 監修

(地域・刑事実務研究会 編)

定価(本体 3,900 円+税) ■ A5判 ■ ビニール上製 ■ 1280頁

これ一冊で
大丈夫！

2色
刷り

本書のポイント

「法解釈」「書類の書き方」「犯罪事実」がこの一冊に！

地域警察官の書類作成能力アップに不可欠な、「法的知識」、「書類の作成意義や立証目的の理解」、「証拠を分析・検討して手際よく書き込んでいく能力」が身に付く！

「総論」……検査書類の全体像&記載要領等を掲載！

第1編は、検査書類の全体像を示した上で、書類作成上の留意事項や一般的記載要領について、実務の観点からわかりやすく解説。

「各論」……各罪の法令解釈&犯罪事実&一件書類を掲載！

決定版!

第2編以下は、地域警察官が取り扱う犯罪類型を取り上げ、罪名ごとに条文解釈、判例、犯罪事実記載要領を示した上で、一件書類記載例を多数収録！



内容見本

1 編……検査書類総論

1章 | 書類作成総論



イラストや図表が盛りだくさん！



◆署名を記載します。

検査書類の意義

直は、刑事手続きの一環としての見地からいえば、一般に犯人の嫌疑がある場合に犯人を探査して必要があればその手柄を確保し、公訴の提起・進行のため証拠を収集・確保する行為です。

この検査の過程で行われる種々の処分や手続が「適正になされたかどうかを証明」し、また「裁判官（裁判所）に種々の令状を請求」し、さらには「検査機関の体験、認識等を得て公訴において証拠として用いる」ためには、それらは書面に表されている必要があります。

検査書類の大部分は検査機関により作成されますが、私人が作成するものであっても、告訴状や告訴状は検査書類ということができます。

検査書類には、その目的に応じ種々の内容のものがありますが、そのうち裁判において証拠として用いられる可能性のあるもので、公訴進行と特に密接な関係を持つものは、**刑法第193条第1項**に基づき、その様式が検察院から示されており、検査過程を明らかにすることに重点がある書式は**検査書類**で示されています。

◆検査書類が原則です。

◆この目的をもって検査の過程で作成された書類が「検査書類」と呼ばれます。

◆検査官の司法警察権員に対する一般的な指示（刑訴法第193条第1項）。

◆重要

地域警察官実務必携

～一件書類作成から犯罪事実記載等まで～

立花書房

ポイントが
一目で分かる！

コラム等も
充実！



検査コラム

無錢における交付行為の分水嶺

無錢の範囲では、飲食や無錢飲食後、加入を見ると勝てない店に出て迷った場合、料金支拂い時に利害の債権の支払い免除をするには、利害の債権が合意必須でかつからかと聞いて迷った場合、被審者は、既に代金を支払わなかたががつとみることができ、支払いを一時停止する旨の表示の意思表示があつたと認められるので許容が成立するとされました。（東京高裁第33・7・7判決特報5・8・313）

（犯罪事実記載）

被害者は①、通行人に因縁をつけて現金を脅迫して現金を奪取しようと考え、②、〇〇〇〇と其の上級平成〇〇年〇月〇日午後11時15分頃③、東京都千代田区〇〇丁目1番1号先駆者において④、同所を歩行中の×××（当時18歳）に対し⑤、「さっき見たんだよ。何見ひんだよ。」など因縁をつけ、「お前、どうすんだよ。試意を見せろ。1万円で許してやる。」などと語気鋭く現金の交付を要求し、もとの要求に応じなければ個人の身体等にいかなる危害をも加えられない気勢を示して他人を威嚇させ、よって、その頃、同所において、同人から現金1万円の交付を受け、これを脅迫して現金を受け取った⑥ものである。

されど、この記載例を見ることになりますが、この記載例を見

書き込みできる
サイドノート式！

5 故 意

本罪の故意は、客体が公務員であり、その職務の執行中であること、及び客体である公務員に暴行・脅迫を加えることを認識することです。

したがって、私服勤務の警察官に対して警察官と知らずに暴行等を行った場合は、暴行罪等が成立するのみであって、公務執行妨害罪は成立しません。

なほ、公務員の職務が違法だと誤認して暴行等に及んだ場合は、単なる法律の錯誤にすぎず、本罪が成立します（大判昭7・3・24刑集11・296）。

6 業務妨害罪（第233条、第234条）との関係

業務妨害罪にいいう「業務」に「公務」が含まれるかについて、現在の最高裁判例は以下のよう立場をとっています。

（公務執行妨害罪と業務妨害罪の関係）

① 強制力を行使する権力的公務

公務執行妨害の対象となります。

② 強制力を行使しない権力的公務、非権力的公務

公務執行妨害の対象となり、

「暴行、脅迫による場合」

→公務執行妨害罪が成立します。

③ 証拠、威力等による場合

→業務妨害罪が成立します。

◆裁判所が公務の範囲を認めた場合

公務執行妨害罪により保護されなくなるわけ

あると受けた等の言動があれば、その事実を具体的に調査に因るに至らなければなりません。

◆私服勤務の警察官の場合は、

實務執行妨害の範囲を示す

事実を把握しておかなければなりません。

◆裁判所が公務の範囲を認めた場合

公務執行妨害の範囲により保護されなくなるわけ

あると受けた等の言

動があれば、その事

実を具体的に調査に因るに至らなければなりません。

◆暴力に至らない場合

→威力、威力等をもつて

暴力に至らなければ

なりません。

第1編 捜査書類総論

- 第1章 書類作成総論
 第2章 書類作成上の留意事項
 第3章 地域警察官の作成書類
 第4章 送致書記載要領
 第5章 捜査報告書記載要領
 第6章 被害届記載要領
 第7章 実況見分調書記載要領
 第8章 逮捕手続書記載要領
 第9章 弁解録取書記載要領
 第10章 供述調書記載要領
 第11章 押収関係書類記載要領
 第12章 簡易書式例記載要領
 第13章 簡易書式例作成要領
 第14章 犯罪事実記載要領

第2編 捜査書類各論 暴行・傷害編

- 第1章 暴行・傷害総論
 第2章 暴行・傷害任意一件書類記載例
 第3章 暴行・傷害強制一件書類記載例

第3編 捜査書類各論 窃盗編

- 第1章 窃盗・強盗総論
 第2章 窃盗任意一件書類記載例
 第3章 窃盗強制一件書類記載例

第4編 捜査書類各論 横領・詐欺編

- 第1章 横領・詐欺総論
 第2章 横領・詐欺任意一件書類記載例
 第3章 横領・詐欺強制一件書類記載例

第5編 捜査書類各論 刑法その他編

- 第1章 公務執行妨害総論
 第2章 公務執行妨害逮捕手続書等
 第3章 住居侵入等総論
 第4章 住居侵入等逮捕手続書等
 第5章 器物損壊等総論
 第6章 器物損壊等逮捕手続書等
 第7章 公然わいせつ総論
 第8章 公然わいせつ逮捕手続書

第6編 捜査書類各論 軽犯罪法編

- 第1章 軽犯罪法総論
 第2章 軽犯罪法任意一件書類記載例
 第3章 軽犯罪法強制一件書類記載例

第7編 捜査書類各論 特別法その他編

- 第1章 酗釈者規制法総論
 第2章 酗釈者規制法任意一件書類記載例
 第3章 酗釈者規制法強制一件書類記載例
 第4章 銃刀法総論
 第5章 ピッキング防止法総論
 第6章 出入国管理法総論
 第7章 風営法総論
 第8章 売春防止法総論

第8編 捜査書類各論 迷惑防止条例編

- 第1章 迷惑防止条例総論(卑わい行為・客引き・スカウト等)
 第2章 迷惑防止条例任意一件書類記載例
 第3章 迷惑防止条例強制一件書類記載例

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

*** 地域警察官実務必携**
 ~一件書類作成から犯罪事実記載等まで~

部内用

合計

部

ご所属名	府	道 府 県
(署・隊・課)		

ご担当者名 (TEL :)

係 名	氏 名

係 名	氏 名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

**立花書房**

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibananashobo.co.jp>